

#### 4. 医療の情報提供について

## 情報提供の推進に関する指摘事項

医療審議会 「医療提供体制の改革について（中間報告）」（平成 11 年 7 月 1 日）

- ・ 患者が自らの判断により適切な医療機関を選択するために必要な情報は可能な限り、患者・国民に対し提供していくことが望ましい

医療審議会 「医療法等の一部を改正する法律案要綱について（答申）」（平成 12 年 2 月 21 日）

- ・ 広告を含む情報提供の在り方について、基本的な検討が必要

国民福祉委員会 「健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」

（平成 12 年 11 月 30 日）

- ・ 医療の質を確保し、患者の立場を尊重するために、各医療機関の情報公開をさらに進めていく

経済財政諮問会議 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成 13 年 6 月 26 日）

- ・ インフォームドコンセントの制度化、医療・医療機関に関する情報開示、医療情報のデータベース化による国民への情報提供の拡充、医療関係者相互の評価・チェック体制の充実による適正な診療の確保、医療機関の広告規制の緩和等を行う。

総合規制改革会議 「重点 6 分野に関する中間とりまとめ」（平成 13 年 7 月 24 日）

- ・ 広告規制について、将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、ポジティブリストの積極的な拡充を図るなど、広告や情報提供に係る規制の抜本的な見直しや規制の運用についての明確化が必要

## 医療に関する情報提供の現状

◎医療機関の選択に有用な情報への国民ニーズ

◎現在受けている医療について十分な情報を得たいという国民ニーズ

◎雑誌・インターネット等を介しての情報の広がり  
※ 必ずしも客観的で正確な情報とは限らない。

○医療や医療機関の選択のための正確な情報の提供

○受診中の医療に関する説明と納得

- 医療機関の間での公正な競争の促進とこれによる医療の質の向上、患者満足度の向上、効率化の向上
- 患者と医療機関の信頼関係の向上と患者の診療参加

## 医療に関する情報提供についてのこれまでの取組

### ◎広告規制の緩和

○事実や客観性がある情報などの検証が可能な事項については、幅広く広告できるとし、本年3月の医療法改正等により、以下のような事項について広告可能とした。

- ・診療録（いわゆるカルテ）その他診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨
- ・(財) 日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- ・医師の略歴 等

### ◎(財) 日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の普及

○医療に関する情報に対する国民のニーズの高まりを踏まえ、第三者的立場から医療機関を機能面から評価する機関として、平成7年に(財) 日本医療機能評価機構が設立された。

○平成9年度より、第三者機能評価事業を実施。認定証発行病院数は511。(平成13年8月20日現在)

○(財) 日本医療機能評価機構において、医療安全の項目の追加を図るなど、評価の充実を検討中。

### ◎診療情報の提供

○診療録の開示について、現在医療従事者の自主的な取組が進められており、日本医師会において、平成11年4月に「診療情報の提供に関する指針」を策定。普及・啓発のための研修、苦情受付の窓口及び苦情処理機関の設置に関する研修を実施。(国より経費を補助)

### ※平成14年度概算要求事項

○医療機関のインターネットを利用した情報提供の在り方の検討

## 広告規制の概要

### (1) 基本的な考え方

◎ 次の考え方にに基づき、利用者保護の観点から、原則として広告を禁止し、広告が可能な事項を限定的に定めている。

- |   |
|---|
| <p>① 医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により見る側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいものがある。</p> <p>② 医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難である。</p> |
|---|

### (2) 制度の概要

- ◎ 原則として、医療機関又は医業に係る広告を禁止
- ◎ 事実や客観的な情報として個別に定められた事項についてのみ、広告できることとしている。(別紙)
- ◎ 広告の方法及び内容に関して、次のとおりの規制が行われている。
  - ・ 虚偽広告の禁止
  - ・ 比較広告の禁止
  - ・ 誇大広告の禁止

※ 上記に違反した場合、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の罰則の適用がある。

## 医業等に関して広告し得る事項

**法律** (医療法第69条)

- ・ 医師又は歯科医師である旨
- ・ 診療科名 (政令で定めるもの、厚生労働大臣の許可を受けたもの)
- ・ 病院又は診療所の名称、電話番号、所在地
- ・ 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- ・ 診療日又は診察時間
- ・ 入院設備の有無
- ・ 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称
- ・ 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨

**厚生労働大臣の定める事項 (告示)**

(平成13年1月厚生労働省告示第19号)

- ・ 保険医療機関、救急告示病院、労災保険二次健診等給付病院又は労災保険二次健診等給付診療所である旨
- ・ 厚生労働大臣の定める基準に適合する保険医療機関である旨
- ・ 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨
- ・ 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- ・ 予約診療の実施
- ・ 在宅医療の実施
- ・ 訪問看護に関する事項
- ・ 健康診査の実施
- ・ 保健指導又は健康相談の実施
- ・ 予防接種の実施
- ・ 薬事法に規定する治験に関する事項
- ・ 健康保険法又は老人保健法の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の実施
- ・ 費用の支払方法又は領収に関する事項
- ・ 入院患者に対して提供する役務及びそれに要する費用
- ・ 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別
- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業員の員数
- ・ 病床数又は病室数
- ・ 共同利用をすることができる医療機器に関する事項
- ・ 病室、機能訓練室、食堂又は浴室に関する事項
- ・ 対応することができる言語
- ・ 医療機関に併設されている介護老人保健施設又は医療法人の行うことができる業務に関する施設の名称
- ・ 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称
- ・ 駐車設備
- ・ 都道府県知事の定める事項

※下線は今回の改正で追加されたもの

改 革 工 程 表 (抜粋)

(平成13年9月26日)

分野名：社会保障

Ⅲ 10月以降に措置(Ⅱを除く)

(1) 14年3月までに措置

② その他で措置

(医療)

「医療サービス効率化プログラム」の具体的内容として、以下の事項を実施。更に、医療制度改革に係る厚生労働省試案を踏まえ議論を深め、具体策を実施していく。

○医療機関の広告及び情報提供に係る規制の見直し。

分野名：規制改革(医療)

Ⅲ 10月以降に措置(Ⅱを除く)

(1) 14年3月までに措置

② その他で措置

○医療機関の広告及び情報提供に係る規制の見直し(将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、ポジティブリストの積極的拡充を図る)

## 21世紀の医療提供の姿（抜粋）

（平成13年9月25日）

### II. 今後の我が国の医療の目指すべき姿

1. 患者の選択の尊重と情報提供  
(2) 情報提供のため基盤整備  
(情報提供の在り方)
- 患者の選択の可能なにするため、急性期医療を担う病院を中心として、医療機関の専門性、診療の実績（手術件数等）等や機能について適切に情報提供がなされる。
- 医療機関の広告に健全医療の情報提供されるための場が整備され、医療の情報開示のルールが定着する。

### III. 当面進めるべき施策

2. 情報提供の推進とこれによる医療機関相互の競争の促進  
(医療機関に関する情報提供の推進)  
○医師・歯科医師の専門性や病院の機能を含め、広告規制の更なる緩和を検討し、医療機関が広告可能な事項の拡充を図る。(13年度)



第二章の二 医療計画

第三十条の三 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する

計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除き、診療所の療養病床を含む。）の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
- 二 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
- 三 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

四 地域医療支援病院の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

五 医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項

六 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

七 へき地の医療の確保が必要な場合にあつては、当該医療の確保に関する事項

八 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

3 前項第四号から第九号までの事項を定めるに当たつては、同項第一号に規定する区域ごとの医療を提供する体制が明らかになるように定めなければならない。

(1) 医療関係施設相互の機能分担及び業務連携

地域の実情に応じた医療提供体制の確立を図るため、次の事項を参考の上、二次医療圏及び三次医療圏単位で記載されたい。(救急医療及びへき地医療の確保を除く。)また、在宅医療の記載に当たっては、「在宅医療の推進に関する検討会報告書(平成9年6月27日公表)」を参照にされたい。なお、医療計画作成に当たっては、当該区域における医療提供体制の現状分析を行い、それによって明らかにされた課題等を踏まえ記載することが必要である。(別添1参照)

(2) 医療提供施設の整備の目標

(1) その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標

都道府県が必要とする疾病対策別の医療機能に関する調査を行い、その整備の目標を設定する。(別添2-①参照)

その手順については①及び②を参考にされたい。また、③及び④で示すように医療機能に対する情報提供を行うことも必要である。

① 二次医療圏及び三次医療圏において、都道府県が必要とする医療機能について、当該機能を有する各医療機関の施設、設備、症例数、平均在院日数、紹介先とその件数及び専門職員数等の実態調査を行う。なお、これらの調査については医療計画の見直し時期にとらわれことなく、定期的に行うことが望ましい。

② 前述の調査に基づき医療機能の整備の必要性を検証し、不足している医療機能については、その整備の方法及び整備の目標等について記載する。(別添2-②参照)

③ また、これらの実態調査に基づき得られた各医療機関の医療機能に関する情報(施設、設備、症例数、平均在院日数、紹介先とその件数及び専門職員数等)を各医療機関に提供する。

④ 都道府県が必要とする医療機能が、二次医療圏及び三次医療圏内にない場合、当該医療機能を有する医療機関に関する情報を収集し、その情報を圏内の各医療機関に提供する。



①(別添2)

[医療機能の例示]

疾病対策別の医療機能の例示を以下に示すが、各都道府県は「例示」にとらわれることなく調査を行い、必要な医療機能を把握すること。

疾病対策	医療機能の例示
①がん対策	進行がんの集学的治療、進行悪性腫瘍の診断と手術、脳腫瘍（良性腫瘍を含む）摘出術、腫瘍摘手術、骨髄移植（クリオスルムを含む）、特殊な胸腔鏡下手術、リニアックによる放射線治療、小線源を用いた放射線治療、緩和ケア、がん診療施設支援ネットワーク等
②循環器疾患対策	開心術、冠動脈手術、大血管手術、PTCA、血管内視鏡術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤摘手術、循環器疾患急性期リハビリテーション、循環器病診療施設支援ネットワーク等
③糖尿病対策	糖尿病管理の教育入院等
④慢性腎不全対策等	腎臓移植（臓器移植ネットワークと移植施設の整備）等
⑤母子医療対策	周産期医療、小児外科領域の手術等
⑥難治性の疾患対策	膠原病・リウマチの専門医療、長期且つ医療密度の高い入院医療（対象疾病としては神経難病等）等
⑦後天性免疫不全症候群対策	後天性免疫不全症候群患者への総合的な診療等
⑧精神疾患対策	重度の分裂症患者の身体的合併症等
⑨その他の疾病対策	診断困難例の確定診断（分子生物学的診断、特殊な免疫学的診断）、劇症肝炎の治療、四肢等切断の再接着術、頸椎切断術、腹腔鏡下手術、再植移植、人工内耳手術、人工関節置換術、難治性疼痛治療に対する総合的治療、グループ診療、レーザー治療（網膜光凝固術、血管形成術等）、持続的血液濾過透析等







## 福祉保健医療情報システム（WAM NET）による医療機関情報の提供について

### 1 概要

社会福祉・医療事業団は、福祉保健医療情報システム（WAM NET）を構築し、平成11年3月から稼働を開始した。今般、医療機関に関する情報提供サイトを新たに構築し、利用者にとって最低限必要な情報提供を、10月22日から開始することとした。今後、更に利用者の利便性の追求や医療機関の選択を支援するための情報など詳細情報の提供を行う予定である。

【\* 今後提供を行う予定の医療機関情報《検討中》】  
① 医療機関の特色、② 医師の情報（略歴）、③ 診療時間  
なお、今般提供する情報は、厚生労働省・医療施設調査名簿や事業団独自の調査により入手した情報に基づくものである。

### 2 医療機関情報の内容

- ・ 医療機関名
- ・ 所在地（住所）
- ・ 連絡先電話番号
- ・ 設置診療科名
- ・ 救急告示の有無



